

- 1 俸 給
裁判官の報酬等 別紙のとおり
2 諸手当
(1)支給状況

給 与 種 目	最高裁判所の裁判官及び高等裁判所長官	判事及び4号以上の報酬を受ける簡易裁判所判事	判事補及び5号以下の報酬を受ける簡易裁判所判事
初任給調整手当	×	×	○ (判事補5号以下に限る。)
扶 養 手 当	×	×	○
地 域 手 当	○	○	○
広 域 異 動 手 当	×	○	○
住 居 手 当	×	×	○
通 勤 手 当	○	○	○
単 身 赴 任 手 当	× (高裁長官は○)	○	○
特 殊 勤 務 手 当	×	×	○
特 地 勤 務 手 当	×	○	○
期 末 手 当	○	○	○
勤 勉 手 当	×	○	○
寒 冷 地 手 当	× (高裁長官は○)	○	○
裁判官特別勤務手当	×	○ (平日深夜は×)	○ (判事補11号以下は×)

(注) ○印は支給されるものを、×印は支給されないものを示す。

(2)手当の内容

種 目	支 給 額 等																
初任給調整手当	1の別紙参照																
扶 養 手 当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>扶 養 親 族 の 種 類</th> <th>扶 養 手 当 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</td> <td>各8,000円 (配偶者がいない場合、そのうち1人は10,000円)</td> </tr> <tr> <td>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫、弟及び妹</td> <td>各6,500円 (配偶者及び扶養親族たる子がない場合、そのうち1人は9,000円)</td> </tr> <tr> <td>60歳以上の父母及び祖父母</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重度心身障害者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳の年度末までの子1人につき月額5,000円を加算 ※配偶者がなく、子と父母等の双方を扶養する場合には、子を1人目の扶養親族とする。</p>	扶 養 親 族 の 種 類	扶 養 手 当 額	配偶者	10,000円	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	各8,000円 (配偶者がいない場合、そのうち1人は10,000円)	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫、弟及び妹	各6,500円 (配偶者及び扶養親族たる子がない場合、そのうち1人は9,000円)	60歳以上の父母及び祖父母		重度心身障害者					
扶 養 親 族 の 種 類	扶 養 手 当 額																
配偶者	10,000円																
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	各8,000円 (配偶者がいない場合、そのうち1人は10,000円)																
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫、弟及び妹	各6,500円 (配偶者及び扶養親族たる子がない場合、そのうち1人は9,000円)																
60歳以上の父母及び祖父母																	
重度心身障害者																	
地 域 手 当	<p>(報酬、扶養手当の月額合計額) × 支給割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給割合</th> <th>支 給 地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地 (20%)</td> <td>東京都特別区</td> </tr> <tr> <td>2級地 (16%)</td> <td>大阪市, 横浜市ほか</td> </tr> <tr> <td>3級地 (15%)</td> <td>名古屋市, さいたま市, 千葉市ほか</td> </tr> <tr> <td>4級地 (12%)</td> <td>立川市, 神戸市ほか</td> </tr> <tr> <td>5級地 (10%)</td> <td>広島市, 福岡市, 京都市, 堺市ほか</td> </tr> <tr> <td>6級地 (6%)</td> <td>仙台市, 高松市, 静岡市ほか</td> </tr> <tr> <td>7級地 (3%)</td> <td>札幌市, 北九州市ほか</td> </tr> </tbody> </table>	支給割合	支 給 地 域	1級地 (20%)	東京都特別区	2級地 (16%)	大阪市, 横浜市ほか	3級地 (15%)	名古屋市, さいたま市, 千葉市ほか	4級地 (12%)	立川市, 神戸市ほか	5級地 (10%)	広島市, 福岡市, 京都市, 堺市ほか	6級地 (6%)	仙台市, 高松市, 静岡市ほか	7級地 (3%)	札幌市, 北九州市ほか
支給割合	支 給 地 域																
1級地 (20%)	東京都特別区																
2級地 (16%)	大阪市, 横浜市ほか																
3級地 (15%)	名古屋市, さいたま市, 千葉市ほか																
4級地 (12%)	立川市, 神戸市ほか																
5級地 (10%)	広島市, 福岡市, 京都市, 堺市ほか																
6級地 (6%)	仙台市, 高松市, 静岡市ほか																
7級地 (3%)	札幌市, 北九州市ほか																

種 目	支 給 額 等																														
広域異動手当	(報酬、扶養手当の月額合計額) × 支給割合 ※支給割合は、異動等前後の官署間の距離が①300キロメートル以上の場合100分の10、②60キロメートル以上300キロメートル未満の場合100分の5(平成26年度以前の異動等に係る場合は①100分の6、②100分の3、平成27年度の異動等に係る場合は、①100分の8、②100分の4) ※地域手当との併給調整あり																														
住居手当	(ア) 借家、借間 家賃 12,000超23,000以下…家賃-12,000 家賃 23,000超55,000未満…(家賃-23,000)÷2+11,000 家賃 55,000以上・27,000 (単位円、100円未満切捨) (イ) 配偶者等の居住する借家(単身赴任手当受給職員に限る。) (ア)の額の2分の1の額																														
通勤手当	6か月定期券等の価額(1か月当たり55,000円を限度)、異動等に伴い新幹線等を利用する職員については、6か月定期券等の価額(特別料金分)の2分の1の額(1か月当たり20,000円を限度)を加算																														
単身赴任手当	基礎額 30,000円 加算額 職員の住居から配偶者の住居までの距離に応じて最高70,000円																														
特殊勤務手当	帰還困難区域において行う作業に従事した日1日につき、①6,600円(3,960円)、②1,330円、居住制限区域において行う作業に従事した日1日につき、①3,300円(1,980円)、②660円 ※①は屋外において行うもの、②は屋内において行うもの、()内は作業従事時間が4時間に満たないもの ※同一の日において、2以上の作業に従事した場合は、手当の額が最も高いもの以外の手当は支給しない。																														
特地勤務手当	((異動時の(報酬+扶養手当)の月額×1/2+支給時の(報酬+扶養手当)の月額×1/2)) × 支給割合 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>支給割合</th> <th>官 署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5級地(20%)</td> <td>徳之島(鹿児島)</td> </tr> <tr> <td>4級地(16%)</td> <td>八丈島(東京)</td> </tr> <tr> <td>3級地(12%)</td> <td>新島(東京)、上県(長崎)、名瀬・種子島・屋久島・甌島(鹿児島)、石垣・平良(那覇)</td> </tr> <tr> <td>2級地(8%)</td> <td>伊豆大島(東京)、西郷(松江)、殿原・五島・新上五島・宍岐(長崎)</td> </tr> <tr> <td>1級地(4%)</td> <td>寿都(函館) ※冬期は2級地</td> </tr> </tbody> </table> (準特地勤務手当) 上記官署又は佐渡、高森若しくは夕張への異動に伴って住居を移転した職員には、別に異動時の(報酬+扶養手当)の月額の6%以下を支給(夕張は冬期に限る。)	支給割合	官 署	5級地(20%)	徳之島(鹿児島)	4級地(16%)	八丈島(東京)	3級地(12%)	新島(東京)、上県(長崎)、名瀬・種子島・屋久島・甌島(鹿児島)、石垣・平良(那覇)	2級地(8%)	伊豆大島(東京)、西郷(松江)、殿原・五島・新上五島・宍岐(長崎)	1級地(4%)	寿都(函館) ※冬期は2級地																		
支給割合	官 署																														
5級地(20%)	徳之島(鹿児島)																														
4級地(16%)	八丈島(東京)																														
3級地(12%)	新島(東京)、上県(長崎)、名瀬・種子島・屋久島・甌島(鹿児島)、石垣・平良(那覇)																														
2級地(8%)	伊豆大島(東京)、西郷(松江)、殿原・五島・新上五島・宍岐(長崎)																														
1級地(4%)	寿都(函館) ※冬期は2級地																														
期末手当	報酬等の①2.6、②2.2、③1.4、④3.3月分～報酬の号に応じた加算措置あり [6月…①1.225、②1.025、③0.625、④1.575月分、12月…①1.375、②1.175、③0.775、④1.725月分] ※①は判事補5～12号、簡裁判事10～17号、②は判事補1～4号、簡裁判事5～9号、③は判事、簡裁判事特号及び簡裁判事1～4号の報酬を受ける裁判官、④は最高裁長官、最高裁判事及び高裁長官 ※支給割合は平成30年4月1日から適用されるもの。																														
勤勉手当	報酬等の①1.8、②2.2、③1.9月分～報酬の号に応じた加算措置あり [6月、12月…各①0.9、②1.1、③0.95月分] ※①～③の区分は「期末手当」欄に同じ ※支給割合は平成30年4月1日から適用されるもの。																														
寒冷地手当	支給地域に在勤する職員に対し、11月から翌年3月まで毎月支給 (単位 円) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">支給地域</th> <th colspan="2">世帯主</th> <th rowspan="2">非世帯主</th> </tr> <tr> <th>扶養親族あり</th> <th>扶養親族なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地</td> <td>旭川、帯広、北見ほか</td> <td>26,380</td> <td>14,580</td> <td>10,340</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>札幌、釧路、小樽ほか</td> <td>23,360</td> <td>13,060</td> <td>8,800</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>函館、室蘭、浦河ほか</td> <td>22,540</td> <td>12,860</td> <td>8,600</td> </tr> <tr> <td>4級地</td> <td>青森県内、山形、盛岡、長野ほか</td> <td>17,800</td> <td>10,200</td> <td>7,360</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給地域	世帯主		非世帯主	扶養親族あり	扶養親族なし	1級地	旭川、帯広、北見ほか	26,380	14,580	10,340	2級地	札幌、釧路、小樽ほか	23,360	13,060	8,800	3級地	函館、室蘭、浦河ほか	22,540	12,860	8,600	4級地	青森県内、山形、盛岡、長野ほか	17,800	10,200	7,360			
区分	支給地域			世帯主			非世帯主																								
		扶養親族あり	扶養親族なし																												
1級地	旭川、帯広、北見ほか	26,380	14,580	10,340																											
2級地	札幌、釧路、小樽ほか	23,360	13,060	8,800																											
3級地	函館、室蘭、浦河ほか	22,540	12,860	8,600																											
4級地	青森県内、山形、盛岡、長野ほか	17,800	10,200	7,360																											
裁判官特別勤務手当	①裁判所の休日の臨時又は緊急の必要等による勤務及び②平日深夜の臨時又は緊急の必要による勤務各1回につき、 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">判 事</td> <td style="width: 20%;">簡裁判事</td> <td style="width: 20%;">特～4号</td> <td style="width: 20%;">①18,000円</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>判事補 1, 2号</td> <td>"</td> <td>5～7号</td> <td>①12,000円</td> <td>②6,000円</td> </tr> <tr> <td>" 3, 4号</td> <td>"</td> <td>8, 9号</td> <td>①10,000円</td> <td>②5,000円</td> </tr> <tr> <td>" 5, 6号</td> <td>"</td> <td>10, 11号</td> <td>①8,500円</td> <td>②4,300円</td> </tr> <tr> <td>" 7～9号</td> <td>"</td> <td>12～14号</td> <td>①7,000円</td> <td>②3,500円</td> </tr> <tr> <td>" 10号</td> <td>"</td> <td>15号</td> <td>①6,000円</td> <td>②3,000円</td> </tr> </table>	判 事	簡裁判事	特～4号	①18,000円		判事補 1, 2号	"	5～7号	①12,000円	②6,000円	" 3, 4号	"	8, 9号	①10,000円	②5,000円	" 5, 6号	"	10, 11号	①8,500円	②4,300円	" 7～9号	"	12～14号	①7,000円	②3,500円	" 10号	"	15号	①6,000円	②3,000円
判 事	簡裁判事	特～4号	①18,000円																												
判事補 1, 2号	"	5～7号	①12,000円	②6,000円																											
" 3, 4号	"	8, 9号	①10,000円	②5,000円																											
" 5, 6号	"	10, 11号	①8,500円	②4,300円																											
" 7～9号	"	12～14号	①7,000円	②3,500円																											
" 10号	"	15号	①6,000円	②3,000円																											